

流通促進取組支援事業助成要領

制 定 平成 2 5 年 6 月 1 3 日
25 水漁第 382 号 水産庁長官承認
最終改正 平成 2 9 年 4 月 1 3 日
29 水漁第 114 号 水産庁長官承認

国産水産物流通促進センター

国産水産物流通促進センター（以下「センター」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、「水産関係民間団体事業補助金交付要綱」（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。）、「水産関係民間団体事業実施要領」（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知。）及び「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき国産水産物流通促進事業の流通促進取組支援事業を実施するため、以下のとおり流通促進取組支援事業助成要領（以下「助成要領」という。）を定める。

（事業の目的）

第 1 条 水産物は、「水揚げ量の変動が大きい」「多種類で大小の魚が水揚げされる」「鮮度劣化が激しい」などの特徴があるが、これらを十分に反映した流通が行われておらず、水揚げされた水産物が定量・定質等の実需者ニーズに合わず流通に乗らない、流通しても「食べやすさ」「鮮度」などが消費者ニーズに合わず十分な量が消費されない、もしくは価値に見合った価格がつかないなど、「国産水産物の流通の目詰まり」（以下「目詰まり」という。）を起こしている。こうした目詰まりを解消し国産水産物の流通を促進するための取組に対して支援を行うものとする。

（事業の内容）

第 2 条 センターは、水産物の生産者、流通業者、加工業者又はそれらの団体が行う水産物流通の目詰まり解消のための取組（以下、「目詰まり解消プロジェクト」という。）及び目詰まり解消の取組を行った者等が連携して実施する効果の促進・成果普及のための取組（以

下、「効果促進プロジェクト」という。)を支援する。

(事業の実施)

第3条 センターは、目詰まり解消プロジェクト及び効果促進プロジェクト（以下、「両プロジェクト」という。）を実施する者を公募し、センターが設置する事業推進評価委員会において、審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、センターは支援対象となる両プロジェクトに対して、助成金を交付するものとする。

2 両プロジェクトの実証内容や結果については、実績報告書等を基にセンターは国産水産物流通促進事業の流通促進情報事業で構築する販売ニーズや産地情報等の共有化のために構築するネットワークシステム等の中で公表するものとする。

<目詰まり解消プロジェクト実施への支援>

(目詰まり解消プロジェクトの内容)

第4条 水産物の川上（産地）から川下（消費地）までの流通の目詰まり解消の実証を行う取組であること。

(目詰まり解消プロジェクト実施者)

第5条 目詰まり解消プロジェクト実施者は、センターによる指導を受けた水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体その他水産庁長官が特に目詰まり解消の実証の取組を行う者と認めた者とする。

(目詰まり解消プロジェクトの要件)

第6条 支援対象となる目詰まり解消プロジェクトは、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 目詰まり解消の実証を行う取組であること
- (2) 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性や先進性を有していること
- (3) 対象魚種の流通の状況、目詰まり解消プロジェクトによる流通量の増加見込み等から実証効果が十分な取組であること

(助成対象経費及び助成率)

第7条 センターは、以下のうち、目詰まり解消プロジェクトにおける実証に必要と認められる範囲の経費を助成対象経費とし、助成対象経費の1/2を上限として助成金を交付するものとする。

- (1) 水産物の加工のために必要な機器、資材
(水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、パレット等)

- (2) 水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材
(水産物の選別機器、冷凍・冷蔵機器、検査機器、衛生管理機器、出荷用機器、出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等)
- (3) 水産物の買取に要する借入金の金利
(水産物の買取代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利)
- (4) 水産物の販売受託に要する借入金の金利
(水産物の仮払代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利)
- (5) 冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費
(水産物の冷蔵庫等の保管料、冷蔵庫等の入出庫料等)
- (6) 加工経費
(一次加工等に要する経費)
- (7) 運送経費
- (8) 産地市場に設置する放射能測定機器
- (9) 産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費
- (10) その他、目詰まり解消プロジェクトの実施のために水産庁長官が必要と認めた経費

(助成期間)

第8条 助成期間は、目詰まり解消プロジェクトの内容及び実証の度合いに応じて最長3ヶ年度とする。ただし、複数年度助成を受ける場合であっても、第3条、第9条及び第10条の規定により公募への参加、目詰まり解消プロジェクト計画の作成、審査、承認を毎年度受けなければならないものとする。また、2ヶ年度目(次年度)以降の助成継続を保証するものではない。

(目詰まり解消プロジェクト計画の作成)

第9条 目詰まり解消プロジェクト実施者は、別記様式第1号により毎年度目詰まり解消プロジェクト計画承認申請書(以下「計画書」という。)を作成し、センターに提出するものとする。なお、これを変更しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第2号とする。

(目詰まり解消プロジェクト計画の審査・承認)

第10条 センターは学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、計画書に基づいて審査を行い、審査結果を運用通知第3の7-1の別記様式第3号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。

(助成金の交付)

第 11 条 計画書の承認を受けた目詰まり解消プロジェクト実施者は、センターが別に通知する提出期限までに、センターに対し別記様式第 3 号により助成金の交付申請を行い、センターは適当と認める場合に、目詰まり解消プロジェクト実施者に助成金の交付を決定する旨の通知を行うものとする。なお、これを変更、中止又は廃止しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第 4 号とする。

(交付の条件)

第 12 条 次に掲げる事項は、センターが助成金の交付の決定をする場合に付する条件とする。

- (1) 目詰まり解消プロジェクト実施者は、目詰まり解消プロジェクトの内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、センターの承認を受けなければならないこと。ただし、第 14 条に定める軽微な変更を除く。
- (2) 目詰まり解消プロジェクト実施者は、目詰まり解消プロジェクトを中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、センターの承認を受けなければならないこと。
- (3) 目詰まり解消プロジェクト実施者は、目詰まり解消プロジェクトが予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにセンターに報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 目詰まり解消プロジェクト実施者は、目詰まり解消プロジェクトに係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しなければならないこと。

(申請の取り下げ)

第 13 条 目詰まり解消プロジェクト実施者は、適正化法第 9 条第 1 項、規則第 4 条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面をセンターに提出しなければならない。

(軽微な変更)

第 14 条 第 12 条 (1) の規定によりセンターが定める軽微な変更は、別表 1 の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定の取消等)

第 15 条 センターは、第 12 条 (2) の目詰まり解消プロジェクトの中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 11 条の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 目詰まり解消プロジェクト実施者が、法令、本助成要領又は法令若しくは本助成要領に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 目詰まり解消プロジェクト実施者が、助成金をプロジェクト以外の用途に使用した場合
 - (3) 目詰まり解消プロジェクト実施者が、助成事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 センターは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 センターは、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第19条第3項の規定を準用する。

(助成金の概算払)

第16条 目詰まり解消プロジェクト実施者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号により概算払請求を行い、センターは、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

(状況報告)

第17条 目詰まり解消プロジェクト実施者は、別記様式第6号により、事業開始後の6月末、9月末及び12月末における目詰まり解消プロジェクトの遂行状況報告書を作成の上、それぞれ翌月15日までにセンターに提出するものとする。

(事業実績の報告及び助成金の精算払)

第18条 目詰まり解消プロジェクト実施者は、目詰まり解消プロジェクト終了後から1カ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第7号により実績報告書を作成し、センターに提出するとともに、別記様式第8号により精算払請求書を作成し、センターに助成金の交付を申請するものとする。

- 2 目詰まり解消プロジェクト実施者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限

りではない。

- 3 前項ただし書により交付の申請をした目詰まり解消プロジェクト実施者は、実績報告書を提出するに当たって、前項ただし書に該当した当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第2項ただし書により交付の申請をした目詰まり解消プロジェクト実施者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第1項の規定により報告した額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により速やかにセンターに報告するとともに、センターの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第19条第1項の確定のあった翌年6月20日までに、同様式によりセンターに報告しなければならない。

（助成金の額の確定等）

- 第19条 センターは、実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、目詰まり解消プロジェクト実施者に対して助成金を支払うものとする。
- 2 センターは、目詰まり解消プロジェクト実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、センターは、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（特許権等の取得報告等）

- 第20条 目詰まり解消プロジェクト実施者は、目詰まり解消プロジェクトの実施の結果、得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続きをとるとともに、別記様式第10号の特許権等出願届出書をセンターに提出しなければならない。
- 2 目詰まり解消プロジェクト実施者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第11号の特許権等取得届出書をセンターに提出しなければならない。
 - 3 目詰まり解消プロジェクト実施者は、第1項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続きについては、次のとおりとする。
 - (1) 目詰まり解消プロジェクトを実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記様式第12-1号により事前にセンターと協議する。

(2) 目詰まり解消プロジェクトを実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記様式第12-2号によりセンターに報告する。

(導入機器の処分の制限)

第21条 目詰まり解消プロジェクト実施者は、導入した機器（導入価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。以下同じ。）について、処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）中に処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第13号により、センターの承認を受けなければならない。

2 前項に定める導入した機器の処分制限期間は規則第5条の別表に掲げるものとする。

(関係書類の整備)

第22条 目詰まり解消プロジェクト実施者は、第12条（4）の規定にかかわらず、導入した機器で処分制限期間を経過しないものは、別記様式第14号による財産管理台帳及びその他関係書類を処分制限期間が終了するまで整備保管しなければならない。

(管理運営規程の内容)

第23条 目詰まり解消プロジェクト実施者は、導入した機器の管理運営が当該目詰まり解消プロジェクトの趣旨に即して適正に行われるように別記様式第15号により管理運営規程を定め、センターに報告するとともに、これに基づき管理運営を行うものとする。

<効果促進プロジェクト実施への支援>

(効果促進プロジェクトの内容)

第24条 目詰まり解消プロジェクトを行っている又は行った者が、他の生産者、流通業者、加工業者等と連携して、目詰まり解消プロジェクトの実施効果の促進・普及を行う取組であること。

(効果促進プロジェクトの実施者)

第25条 効果促進プロジェクトの実施者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 目詰まり解消プロジェクトを行っている又は行った者を含む2者以上で連携し、効果促進プロジェクト協議会（以下、「協議会」という。）を構成すること。
- (2) 主たる事務所の定めがあること。
- (3) 代表者の定めがあること。
- (4) 規約、組織規程、経理規定等の組織運営に関する定めがあること。
- (5) 各年度ごとの事業計画、収支予算書等が総会等で承認されていること。

(効果促進プロジェクトの要件)

第 26 条 支援対象となる効果促進プロジェクトは、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 協議会の構成員である目詰まり解消プロジェクトを行っている又は行った者が実施した目詰まり解消プロジェクトの実証を踏まえ、同様の目詰まり課題を抱えている水産物の生産者、流通業者、加工業者等に対し、製品開発や流通改善等に必要な技術・知識を普及する内容であること。
- (2) 前項により、水産物の生産者、流通業者、加工業者等の自主的な行動を促し、目詰まり解消プロジェクトの効果を広く普及するものであること。

(助成対象経費及び助成率)

第 27 条 以下のうち、効果促進プロジェクトの実施のために必要と認められる範囲の経費を助成対象経費とし、助成対象経費の 1 / 2 を上限として助成金を交付するものとする。

- (1) 協議会の合意形成・企画検討に要する経費
(協議会開催費、旅費、資料印刷費、通信運搬費及び消耗品費)
- (2) 目詰まり解消プロジェクトの効果促進に要する経費
(展示商談会等出展費、展示商談会等出展旅費、試供品作成費、通信運搬費及び消耗品費)
- (3) 目詰まり解消プロジェクトの成果普及発信に要する経費
(会場借料、成果普及旅費、資料印刷費、通信運搬費及び消耗品費)
- (4) その他、効果促進プロジェクトの実施のために水産庁長官が必要と認めた経費

(助成期間)

第 28 条 助成期間については、効果促進プロジェクトの内容及び実証の度合いに応じて最長 3 ヶ年度とする。ただし、複数年度助成を受ける場合であっても、第 3 条、第 29 条及び第 30 条の規定により公募への参加、効果促進プロジェクト計画の作成、審査、承認を毎年度受けなければならないものとする。また、2 ヶ年度目（次年度）以降の助成継続を保証するものではない。

(効果促進プロジェクト計画の作成)

第 29 条 効果促進プロジェクト実施者は、別記様式第 16 号により毎年度効果促進プロジェクト計画承認申請書（以下「計画書」という。）を作成し、センターに提出するものとする。
なお、これを変更しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第 17 号とする。

(効果促進プロジェクト計画の審査・承認)

第 30 条 センターは学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、計画書に基づいて審査を行い、審査結果を運用通知第 3 の 7 - 1 の別記様式第 3 号により

水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。

(助成金の交付)

第 31 条 計画書の承認を受けた効果促進プロジェクト実施者は、センターが別に通知する提出期限までに、センターに対し別記様式第 18 号により助成金の交付申請を行い、センターは適当と認める場合に、効果促進プロジェクト実施者に助成金の交付を決定する旨の通知を行うものとする。なお、これを変更、中止又は廃止しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第 19 号とする。

(交付の条件)

第 32 条 次に掲げる事項は、センターが助成金の交付の決定をする場合に付する条件とする。

- (1) 効果促進プロジェクト実施者は、効果促進プロジェクトの内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、センターの承認を受けなければならないこと。ただし、第 34 条に定める軽微な変更を除く。
- (2) 効果促進プロジェクト実施者は、効果促進プロジェクトを中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、センターの承認を受けなければならないこと。
- (3) 効果促進プロジェクト実施者は、効果促進プロジェクトが予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにセンターに報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 効果促進プロジェクト実施者は、効果促進プロジェクトに係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しなければならないこと。

(申請の取り下げ)

第 33 条 効果促進プロジェクト実施者は、適正化法第 9 条第 1 項、規則第 4 条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面をセンターに提出しなければならない。

(軽微な変更)

第 34 条 第 32 条 (1) の規定によりセンターが定める軽微な変更は、別表 2 の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定の取消等)

第 35 条 センターは、第 32 条 (2) の効果促進プロジェクトの中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 31 条の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 効果促進プロジェクト実施者が、法令、本助成要領又は法令若しくは本助成要領に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 効果促進プロジェクト実施者が、助成金を効果促進プロジェクト以外の用途に使用した場合
 - (3) 効果促進プロジェクト実施者が、助成事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 センターは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 センターは、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第39条第3項の規定を準用する。

(助成金の概算払)

第36条 効果促進プロジェクト実施者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第20号により概算払請求を行い、センターは、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

(状況報告)

第37条 効果促進プロジェクト実施者は、別記様式第21号により、事業開始後の6月末、9月末及び12月末における効果促進プロジェクトの遂行状況報告書を作成の上、それぞれ翌月15日までにセンターに提出するものとする。

(事業実績の報告及び助成金の精算払)

第38条 効果促進プロジェクト実施者は、効果促進プロジェクト終了後から1カ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第22号により実績報告書を作成し、センターに提出するとともに、別記様式第23号により精算払請求書を作成し、センターに助成金の交付を申請するものとする。

- 2 効果促進プロジェクト実施者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じ

て得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 3 前項ただし書により交付の申請をした効果促進プロジェクト実施者は、実績報告書を提出するに当たって、前項ただし書に該当した当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第2項ただし書により交付の申請をした効果促進プロジェクト実施者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第1項の規定により報告した額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第24号により速やかにセンターに報告するとともに、センターの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第39条第1項の確定のあった翌年6月20日までに、同様式によりセンターに報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

- 第39条 センターは、実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、効果促進プロジェクト実施者に対して助成金を支払うものとする。
- 2 センターは、効果促進プロジェクト実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、センターは、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(特許権等の取得報告等)

- 第40条 効果促進プロジェクト実施者は、効果促進プロジェクトの実施の結果、得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権(以下「特許権等」という。)の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続きをとるとともに、別記様式第25号の特許権等出願届出書をセンターに提出しなければならない。
- 2 効果促進プロジェクト実施者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第26号の特許権等取得届出書をセンターに提出しなければならない。
 - 3 効果促進プロジェクト実施者は、第1項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 効果促進プロジェクトを実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記様式第27-1号により事前にセンターと協議する。
- (2) 効果促進プロジェクトを実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記様式第27-2号によりセンターに報告する。

(その他)

第41条 この助成要領に定めるもののほか、この両プロジェクトの実施について必要な事項は、水産庁及びセンターが協議の上、定めるものとする。

別表1

経費	助成率	重要な変更
(1) 水産物の加工のために必要な機器、資材 (2) 水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材 (3) 水産物の買取りに要する借入金の金利 (4) 水産物の販売受託に要する借入金の金利 (5) 冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費 (6) 加工経費 (7) 運送経費 (8) 産地市場に設置する放射能測定機器 (9) 産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費 (10) その他、目詰まり解消プロジェクトの実施のために水産庁長官が必要と認めた経費	1 / 2 以内	経費の欄に掲げる(1)から(10)の項目の追加又は廃止

別表 2

経費	助成率	重要な変更
(1) 協議会の合意形成・企画検討に要する経費 (2) 目詰まり解消プロジェクトの効果促進に要する経費 (3) 目詰まり解消プロジェクトの成果普及発信に要する経費 (4) その他、プロジェクトの実行のために水産庁長官が必要と認めた経費	1 / 2 以内	経費の欄に掲げる(1)から(4)の項目の追加又は廃止

別記様式第1号

平成 年度目詰まり解消プロジェクト計画承認申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長 殿

住 所

目詰まり解消プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年度目詰まり解消プロジェクト計画を下記のとおり策定したので、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 9 条の規定に基づき、承認を申請する。

記

1 目詰まり解消プロジェクトの実施体制等

(1) 目詰まり解消プロジェクトの実施場所 (注意：複数の者で実施する場合は、すべて記載)

名称	
郵便番号、住所	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

(2) 主任担当者 (注意：実質的な担当者名を記載)

氏名	
役職	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

- (3) 目詰まり解消プロジェクトの連携先 (注意: 連携先がある場合に記載)

連携先	
連携内容	
連携先担当者氏名	
連携先担当者役職	

- (4) 目詰まり解消プロジェクトの協力先 (注意: 協力先がある場合に記載)

協力先	
協力内容	
協力先担当者氏名	
協力先担当者役職	

- (5) 経理責任者 (注意: 助成金の経理事務を行う者を記載)

氏名	
役職	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

- (6) 外部委託先 (注意: 外部への業務委託がある場合に記載)

外部委託先	
委託内容	
委託を行う理由	
当該委託先の選定理由	
委託金額	

- (7) 当年度における他の補助事業、委託事業への申請状況

事業名、補助金額	
事業概要	

- (8) 過去3年間における補助事業、委託事業の実績

実施年度、事業名	
補助金額	
事業概要	

- (9) 過去における補助事業、委託事業以外の取組状況

実施年度、取組概要	
-----------	--

(10) 目詰まり解消プロジェクト資金の調達方針（注意：金融機関からの借入や自己資金などの別について記載）

資金の内訳	自己資金：借入金＝：
借入金の種類	
借入金の担保予定	

(11) 経理処理体制（注意：処理の流れ、資金の管理方法等について記載）

- (注) a 経理事務処理に携わる各担当者を記入するとともに、経理事務処理体制、事務の流れ及びそれに係る内部けん制体制について、わかりやすく記入すること。
- b 経理担当者の経理処理に有効な資格の有無、経験年数、研修実績、内部及び外部監査の体制等を記入すること。
- c 上記項目について記入する他、事務処理体制がわかる概念図やフロー図等を記入すること。（別紙可）
- d その他特記すべき内容等があれば記入すること。

(12) センターによる指導実績

指導年月日	
指導員名	

2 目詰まり解消プロジェクトの内容

(1) 流通の目詰まりの現状・課題・対処方針

(2) 国産水産物の内容

対象水産物名	水揚地	生産水域

(3) 商品開発・販売戦略等

(4) 助成対象経費別の取組内容

- (注) a 「数量」、「買取数量」、「受託数量」、「予定単価」、「借入期間」、「保管期間」、「加工仕向量」、「製品出来高」及び「運送数量」の欄には、単位も記入すること。
- b ①、②、③及び④の「備考」の欄には、設置予定時期を記入すること。
- c 該当の無い項目には「－」を入れること。

①水産物の加工のために必要な機器、資材

ア必要性

イ機器の詳細

単位：千円

取組内容	種類・区分	数量	金額	設置場所	備考
計					

ウ資材の詳細

単位：千円

取組内容	種類・区分	数量	金額	使用場所	備考
計					

②水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材

ア必要性

イ機器の詳細

単位：千円

取組内容	種類・区分	数量	金額	設置場所	備考
計					

ウ資材の詳細

単位：千円

取組内容	種類・区分	数量	金額	使用場所	備考
計					

③水産物の買取りに要する借入金の金利

ア必要性

イ借入金の金利

単位：千円

区分	買取数量	予定単価	年利%	借入期間	金額	備考
計						

④水産物の販売受託に要する借入金の金利

ア必要性

イ借入金の金利

単位：千円

区分	受託数量	予定単価	年利%	借入期間	金額	備考
計						

⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費

ア必要性

イ保管経費

単位：千円

区分	買取数量	予定単価	保管期間	金額	備考
計					

⑥加工経費

ア必要性

イ加工経費

単位：千円

区分	加工の内容	加工仕向量	製品出来高	予定単価	金額	備考
計						

⑦運送経費

ア必要性

イ 運送経費

単位：千円

区分	運送の内容	運送数量	予定単価	金額	備考
計					

⑧産地市場に設置する放射能測定機器

ア 必要性

イ 機器の詳細

単位：千円

取組内容	種類・区分	数量	金額	設置場所	備考
計					

⑨産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費

ア 必要性

イ 改修の詳細

単位：千円

取組内容	金額	備考
計		

⑩その他の経費

ア 必要性

イ 取組の詳細

単位：千円

取組内容	金額	備考
計		

3 手法、期待される効果

(1) 目詰まり解消プロジェクト実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(2) 現状、達成目標

対象水産物名	現状	目標

(注) 具体的な数値目標及び期間、単位を記入すること。

(3) 手法

①新規性、先進性

②継続性

4 経費内訳

(1) 当年度収支予算

①収入

単位：千円

区分	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)
当年度			

②支出

単位：千円

経費	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)	備考
①水産物の加工のために必要な 機器、資材				
②水産物の集出荷貯蔵販売等の 流通に必要な機器、資材				
③水産物の買取りに要する借入 金の金利				
④水産物の販売受託に要する借 入金の金利				
⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保 管経費				

⑥加工経費				
⑦運送経費				
⑧産地市場に設置する放射能測定機器				
⑨産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費				
⑩その他の経費				
合計				

((注) a 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

b 実際に収入および支出が見込まれるものを記載すること。

(2) 初年度から5か年間の収支計画

単位：千円

年度	収入 (A)	支出 (B)	収益 (A - B)	備考
初年度 (平成 年度)				
2年度 (年度)				
3年度 (年度)				
4年度 (年度)				
5年度 (年度)				

(注) 備考欄には、「当年度」、「実績」等必要に応じて記載すること。

5 経営の現況等

(1) 事業概要 (平成 年 月 日現在)

製造品目 (最終製品)	
従業員数 (うちパート)	
自社の原材料保管能力	○工場 延べ 設備トン

(注)「製造品目(最終製品)」の欄には、製造、販売する主要な品目を記載すること。

(2) 財務・業績の推移

		年 月期実績 (3 期前)	年 月期実績 (2 期前)	年 月期実績 (1 期前)	年 月期見込 (当期)
財務内容	流動資産				
	固定資産				
	資産計				
	流動負債				
	固定負債				
	負債計				
	純資産（又は自己資本）計				
	借入金総額				
	自己資本修正要因				
業績	売上高				
	売上原価				
	売上総利益				
	営業利益				
	経常経費				
	減価償却費				

(注) 水産業以外の事業があり、部門別会計を設置するなどにより目詰まり解消プロジェクトに関連した業績が明らかである場合には、関連した業績について同様の表を追加して記載すること。

(添付資料)

以下の資料の正本又は写しを添付すること。

- ・経費内訳書（助成対象経費及び収支計画の詳細を示したもの。助成対象経費に係る見積書又はカタログの写しを添付すること。）
- ・組織概要、パンフレット等
- ・定款又はこれに代るもの
- ・財務状況がわかる資料（直近年度の貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書など）
- ・登記簿抄本又はこれに代るもの
- ・事業報告書及び事業計画書又はこれらに代るもの（直近年度のもの）

別記様式第2号

平成 年度目詰まり解消プロジェクト計画変更承認申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

目詰まり解消プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で承認のあった目詰まり解消プロジェクト計画について、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 9 条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認を申請する。

記

1 計画変更の内容等

2 目詰まり解消プロジェクト開始からの取組状況及び計画変更を行う理由

3 計画変更後の取組内容について

4 経費内訳

(1) 当年度収支予算

①収入

単位：千円

区分	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)
当年度			

②支出

単位：千円

経費	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)	備考
①水産物の加工のために必要な 機器、資材				
②水産物の集出荷貯蔵販売等の 流通に必要な機器、資材				
③水産物の買取りに要する借入 金の金利				
④水産物の販売受託に要する借 入金の金利				
⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保 管経費				
⑥加工経費				
⑦運送経費				
⑧産地市場に設置する放射能測 定機器				
⑨産地市場における水域表示を 行うためのシステム改修経費				
⑩その他の経費				
合計				

(注)「4 経費内訳」については、承認を受けた内容と変更後の内容が容易に比較できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載するものとする。

また、備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。別紙で経費の内訳を添付すること。

別記様式第3号

平成 年度目詰まり解消プロジェクト助成金交付申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

目詰まり解消プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、流通促進取組支援事業助成要領(平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認) 第 11 条の規定に基づき、助成金円の交付を申請する。

記

1 目詰まり解消プロジェクトの目的

2 目詰まり解消プロジェクトの内容 (該当する項目のみを記載)

①水産物の加工のために必要な機器、資材

実施項目	実施内容	備考

②水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材

実施項目	実施内容	備考

③水産物の買取りに要する借入金の金利

実施項目	実施内容	備考

④水産物の販売受託に要する借入金の金利

実施項目	実施内容	備考

⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費

実施項目	実施内容	備考

⑥加工経費

実施項目	実施内容	備考

⑦運送経費

実施項目	実施内容	備考

⑧産地市場に設置する放射能測定機器

実施項目	実施内容	備考

⑨産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費

実施項目	実施内容	備考

⑩その他の経費

実施項目	実施内容	備考

3 経費の配分

単位：円

区分	助成事業に 要する経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
①水産物の加工のために必要な 機器、資材				
②水産物の集出荷貯蔵販売等の 流通に必要な機器、資材				
③水産物の買取りに要する借入 金の金利				
④水産物の販売受託に要する借 入金の金利				
⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保 管経費				
⑥加工経費				
⑦運送経費				
⑧産地市場に設置する放射能測 定機器				
⑨産地市場における水域表示を 行うためのシステム改修経費				
⑩その他の経費				
合計				

(注) 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

4 目詰まり解消プロジェクト完了予定年月日

平成 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備考
助成金				
自己負担金				
計				

(2) 支出の部

単位：円

経費	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備考
①水産物の加工のために必要な機器、資材				
②水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材				
③水産物の買取りに要する借入金の金利				
④水産物の販売受託に要する借入金の金利				
⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費				
⑥加工経費				
⑦運送経費				
⑧産地市場に設置する放射能測定機器				
⑨産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費				
⑩その他の経費				
合計				

(注) 備考欄には積算の基礎を記載すること。(別紙可)

別記様式第4号

平成 年度目詰まり解消プロジェクト助成金変更（中止又は廃止）承認申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

（構成員）公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

目詰まり解消プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった平成 年度目詰まり解消プロジェクトについて、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、流通促進取組支援事業助成要領（平成25年6月13日付け25水漁第382号水産庁長官承認）第11条の規定に基づき申請する。

記

（注）1 記の記載要領は、別記様式第3号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中の「目詰まり解消プロジェクトの目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と書き換え、助成金の交付決定により通知された目詰まり解消プロジェクトの内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の目詰まり解消プロジェクトの内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更（中止又は廃止）前を括弧書きで上段に記載すること。

2 添付資料については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

に必要な機器、資材								
③水産物の買取りに要する借入金の金利								
④水産物の販売受託に要する借入金の金利								
⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費								
⑥加工経費								
⑦運送経費								
⑧産地市場に設置する放射能測定機器								
⑨産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費								
⑩その他の経費								
合計								

(注) 1 今回請求額の金額の欄には、ここままでにかけた経費のうち既受領額を差し引いた助成金の額を記入すること。

2 今回請求額に係る領収書又はこれに代わるものの写しを添付すること。

2 振込金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号及び預金の名義

別記様式第6号

平成 年度目詰まり解消プロジェクト遂行状況報告書（ 月末分）

年 月 日

国産水産物流通促進センター

（構成員）公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

目詰まり解消プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年度 月末分目詰まり解消プロジェクトの遂行状況を、流通促進取組支援事業助成要領（平成25年6月13日付け25水漁第382号水産庁長官承認）第17条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 目詰まり解消プロジェクトの遂行状況

（注）「数量」、「買取数量」、「受託数量」、「加工仕向量」、「製品出来高」及び「運送数量」欄には、単位を記入すること。

（1）水産物の加工のために必要な機器、資材

ア機器の名称等

単位：円

導入年月日	導入機器名	種類	メーカー名	数量	金額	設置場所	備考
計							

イ資材の名称等

単位：円

資材名	材質	メーカー名	数量	金額	使用場所	備考
計						

(2) 水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材

ア機器の名称等

単位：円

導入年月日	導入機器名	種類	メーカー名	数量	金額	設置場所	備考
計							

イ資材の名称等

単位：円

資材名	材質	メーカー名	数量	金額	使用場所	備考
計						

(3) 水産物の買取りに要する借入金の金利

単位：円

区分	買取数量	買取金額	借入金額	金利	備考
計					

(4) 水産物の販売受託に要する借入金の金利

単位：円

区分	受託数量	仮払金額	借入金額	金利	備考
計					

(5) 冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費

単位：円

保管先名	区分	数量	金額	備考
計				

(6) 加工経費

単位：円

区分	加工の内容	加工仕向量	製品出来高	金額	備考

計					
---	--	--	--	--	--

(7) 運送経費

単位：円

区分	運送の内容	運送数量	金額	備考
計				

(8) 産地市場に設置する放射能測定機器

単位：円

導入年月日	導入機器名	種類	メーカー名	数量	金額	設置場所	備考
計							

(9) 産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費

単位：円

改修完了日	改修の内容	金額	備考
計			

(10) その他の経費

単位：円

実施年月日	取組の内容	金額	備考
計			

2 目詰まり解消プロジェクトの成果

(1) 目標に対する実績

対象水産物名	目 標	実 績

(2) 取組の状況

(3) 商品開発・販売戦略等

3 経費の状況

単位：円

助成事業に要する経費	本年度予算額	助成事業に要した経費	出来高 %	備考
①水産物の加工のために必要な機器、資材 ②水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材 ③水産物の買取りに要する借入金の金利 ④水産物の販売受託に要する借入金の金利 ⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費 ⑥加工経費 ⑦運送経費 ⑧産地市場に設置する放射能測定機器 ⑨産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費 ⑩その他の経費				
合計				

別記様式第7号

平成 年度目詰まり解消プロジェクト実績報告書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

目詰まり解消プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった平成 年度目詰まり解消プロジェクトについて、下記のとおり実施したので、流通促進取組支援事業助成要領(平成25年6月13日付け25水漁第382号水産庁長官承認)第18条第1項の規定に基づき報告する。

記

1 目詰まり解消プロジェクトの目的

2 目詰まり解消プロジェクトの成果

(1) 目標に対する実績

対象水産物名	目標	実績

(2) 取組の成果

(3) 商品開発・販売戦略等

3 目詰まり解消プロジェクトの内容（該当する項目のみを記載）

①水産物の加工のために必要な機器、資材

実施項目	実施内容	備考

②水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材

実施項目	実施内容	備考

③水産物の買取りに要する借入金の金利

実施項目	実施内容	備考

④水産物の販売受託に要する借入金の金利

実施項目	実施内容	備考

⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費

実施項目	実施内容	備考

⑥加工経費

実施項目	実施内容	備考

⑦運送経費

実施項目	実施内容	備考

⑧産地市場に設置する放射能測定機器

実施項目	実施内容	備考

⑨産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費

実施項目	実施内容	備考

⑩その他の経費

実施項目	実施内容	備考

4 経費の配分

単位：円

区分	助成事業に 要した経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
①水産物の加工のために必要な 機器、資材				
②水産物の集出荷貯蔵販売等の 流通に必要な機器、資材				
③水産物の買取りに要する借入 金の金利				
④水産物の販売受託に要する借 入金の金利				
⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保 管経費				
⑥加工経費				
⑦運送経費				
⑧産地市場に設置する放射能測 定機器				
⑨産地市場における水域表示を 行うためのシステム改修経費				
⑩その他の経費				
合計				

(注) 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

5 目詰まり解消プロジェクト完了年月日

平成 年 月 日

6 収支精算

(1) 収入の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備考
助成金				
自己負担金				
計				

(2) 支出の部

単位：円

経費	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備考
①水産物の加工のために必要な機器、資材				
②水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材				
③水産物の買取りに要する借入金の金利				
④水産物の販売受託に要する借入金の金利				
⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費				
⑥加工経費				
⑦運送経費				
⑧産地市場に設置する放射能測定機器				
⑨産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費				
⑩その他の経費				
合計				

(注) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

の金利								
④水産物の販売受 託に要する借入 金の金利								
⑤冷蔵庫保管経費 及び倉庫等保管 経費								
⑥加工経費								
⑦運送経費								
⑧産地市場に設置 する放射能測定 機器								
⑨産地市場におけ る水域表示を行 うためのシステ ム改修経費								
⑩その他の経費								
合計								

(注) 1 精算請求額の金額の欄には、ここままでにかけた経費のうち既受領額を差し引いた助成金の額を
記入すること。

2 精算請求額に係る領収書又はこれに代わるものの写しを添付すること。

2 振込金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号及び預金の名義

別記様式第9号

平成 年度目詰まり解消プロジェクト助成金の消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

目詰まり解消プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった平成 年度目詰まり
解消プロジェクトについて、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁
第 382 号水産庁長官承認）第 18 条第 4 項の規定に基づき下記のとおり報告する。

1 助成要領第 19 条の助成金の額の確定額 (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 助成金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した 消費税仕入控除税額	金	円
4 助成金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 金額確認のため、以下の資料を添付すること。なお、目詰まり解消プロジェクト実施者が法人格を
有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの。）
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出
すること。）
- ・目詰まり解消プロジェクト実施者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定

する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該助成金に係る消費税仕入控除税額がない場合は、その理由を記載すること。

[]

(注) 記載内容確認のため、以下の書類を添付すること。なお、目詰まり解消プロジェクト実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、助成事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの。）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける目詰まり解消プロジェクト実施者の場合は、助成事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印のあるもの。）
- ・目詰まり解消プロジェクト実施者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等の場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

特許権等出願届出書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

目詰まり解消プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった平成 年度目詰まり解消プロジェクトについて、下記のとおり、

特 許
実用新案
意 匠

を出願しますので、流通促進取組支

援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 20 条第 1 項の規定により届出します。

記

1 特許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	実用新案 登録出願人	考案者

3 意匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物品	意匠登録出願人	発明者

別記様式第 11 号

特許権等取得届出書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

目詰まり解消プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付けで提出した、特許等出願届出書記載のものうち、

下記の〔特許〕
〔実用新案〕
〔意匠〕

を取得しましたので、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 20 条第 2 項の規定により届出します。

記

1 特許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者	取得年月日	取得番号

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	実用新案 登録出願人	考案者	取得年月日	取得番号

3 意匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る 物品	意匠登録出 願人	発明者	取得年月日	取得番号

別記様式第 12-1 号

平成 年度目詰まり解消プロジェクトに係る特許権等の放棄の協議

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

目詰まり解消プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があつた目詰まり解消プロジェクトに
関して、特許権等を放棄したいので、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付
け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 20 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、下記により協議す
る。

記

- 1 開発課題
- 2 特許権等の種類及び番号
- 3 出願又は取得年月日
- 4 特許権等の概要
- 5 放棄の理由

別記様式第 12-2 号

平成 年度目詰まり解消プロジェクトに係る特許権等の譲渡（又は放棄）報告書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

（構成員）公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

目詰まり解消プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった目詰まり解消プロジェクトに関して、特許権等を譲渡（又は放棄）したので、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 20 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 開発課題
- 2 特許権等の種類及び番号
- 3 出願又は取得年月日
- 4 特許権等の概要
- 5 相手先及び条件（譲渡の場合）
放棄の理由（放棄の場合）

別記様式第 13 号

目詰まり解消プロジェクトにより導入した機器の処分承認申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

目詰まり解消プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年度目詰まり解消プロジェクトにより導入した機器について、下記のとおり処分したいので、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 21 条第 1 項の規定に基づき、下記により承認を申請する。

記

1. 処分の理由

2. 処分の方法

単位：円

機器名	処分方法	処分先	処分見積価格	備考

(注) 処分方法（目的外使用、譲渡、交換、貸付け又は担保提供）に応じ適宜記入すること。

3. 対象機器

単位：円

機器名	メーカー名	取得年月日	取得金額		備考
			助成金	自己負担金	

(注) 処分制限期間を備考欄に記入すること。

4 処分予定年月日

5. その他

注) ・財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。

・処分方法の欄に掲げる「担保」で、補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金の使途、決算の状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料を添付すること。

・機器の写真（添付）

別記様式第 14 号

財 産 管 理 台 帳

事業主体名

事業実施年度	平成 年度
--------	-------

取得財産の内容			負担区分		処分制限期間		処分の状況		備考
財産名	取得年 月日	取得金額	助成金	事業主体	耐用年数	処分制限 年月日	承認年 月日	処分の内容	
合計									

- (注) 1 処分制限年月日には、処分制限期間の終期を記入すること
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること
- 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は助成金返還額を記入すること
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 15 号

目詰まり解消プロジェクトにおいて導入した機器の管理運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、平成〇年度目詰まり解消プロジェクト（以下「本事業」という。）の実施に際し、流通促進取組支援事業助成要領第 23 条に基づき、＜目詰まり解消プロジェクト実施者名＞（以下「本事業実施者」という。）が導入した機器（以下「導入機器」という。）の適正な管理運営に資することを目的とする。

(機器の種類・数量・設置場所)

第 2 条 導入機器の取得年月日、機器の種類、名称及び型式、数量、設置場所は次のとおりとする。

取得年月日	機器の種類	名称及び型式	数量	設置場所	処分制限期間	備考
					年	
					年	
					年	

(機器の管理運営方針)

第 3 条 本事業実施者の代表者（以下「代表者」という。）は、導入機器が常に良好な状態で使用又は保全されるよう必要な措置を講じ、取得した目的に沿って最も効率的な運用を図るものとする。

(管理責任者)

第 4 条 導入機器を管理運営するための責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、代表者がその管理責任者を指名するものとする。

(使用者の範囲)

第 5 条 導入機器を使用することができる者は、本事業実施者の職員及び管理責任者が必要と認めた者とする。

(機器の償却)

第 6 条 導入機器の適正な償却を行い、この蓄積によって機器の保全と更新を図るものとする。

(その他)

第7条 代表者は、この規程に定める事項の外、機器の管理運営上必要ある場合は、管理責任者の意見を聞いた上で別にそれを定めるものとする。

付 則 この規程は平成 年 月 日から施行する。

付 則 この規程の改正は、平成 年 月 日から適用する。

別記様式第 16 号

平成 年度効果促進プロジェクト計画承認申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

効果促進プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年度効果促進プロジェクト計画を下記のとおり策定したので、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 29 条の規定に基づき、承認を申請する。

記

1 効果促進プロジェクトの実施体制等

協議会の名称	
協議会の代表者氏名	氏名：
協議会の連絡先	担当者：氏名 所属（部署名等） 役職等 住所： 電話： F A X： E - m a i l： U R L：
実施体制	※事業実施体制を図示してください。

目詰まり解消プロジェクトを行っている (行った) 構成員	構成員の名称 代表者：氏名 役職等 実施年度 平成○年度 <i>※複数の者で実施する場合は、すべて記載。</i>
上記以外の構成員	構成員の名称 代表者：氏名 役職等 <i>※複数の者で実施する場合は、すべて記載。</i>
協議会の経理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・経理責任者 担当者：氏名 所属（部署名等） 役職等 ・経理処理体制 (<i>※処理の流れ、資金の管理方法等について記載</i>)

2 効果促進プロジェクトの内容

- (1) これまでの目詰まり解消プロジェクトの内容、実績及び評価等

- (2) 効果促進プロジェクトの取組概要

- (3) 効果促進（製品開発や流通改善等）の具体的な内容

- (4) 成果普及発信の具体的な内容

- (5) 助成対象経費別の取組内容
 - ①協議会の合意形成・企画検討に要する経費
ア必要性

イ取組の詳細

単位:千円

取組内容	経費の内容	金額	備考
計			

(注) 経費の内容には、かかる経費の内訳を記載すること。

②目詰まり解消プロジェクトの効果促進に要する経費

ア必要性

イ取組の詳細

単位:千円

取組内容	経費の内容	金額	備考
計			

(注) 経費の内容には、かかる経費の内訳を記載すること。

③目詰まり解消プロジェクトの成果普及発信に要する経費

ア必要性

イ取組の詳細

単位:千円

取組内容	経費の内容	金額	備考
計			

(注) 経費の内容には、かかる経費の内訳を記載すること。

④その他の経費

ア必要性

イ取組の詳細

単位:千円

取組内容	経費の内容	金額	備考
計			

(注) 経費の内容には、かかる経費の内訳を記載すること。

3 手法、期待される効果

(1) 効果促進プロジェクト実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(2) 現状、達成目標

対象水産物名	現状	目標

4 経費内訳

(1) 当年度収支予算

①収入

単位：千円

区分	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)
当年度			

②支出

単位：千円

経費	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担 金 (B)	備考
①協議会の合意形成・企画検討に要する経費				
②目詰まり解消プロジェクトの効果促進に要する経費				
③目詰まり解消プロジェクトの成果普及発信に要する経費				
④その他の経費				
合計				

(注) a 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

b 実際に収入および支出が見込まれるものを記載すること。

(2) 初年度から5か年間の収支計画

単位：千円

年度	収入 (A)	支出 (B)	収益 (A－B)	備 考
初年度（平成 年度）				
2年度（ 年度）				
3年度（ 年度）				
4年度（ 年度）				
5年度（ 年度）				

(注) 備考欄には、「当年度」、「実績」等必要に応じて記載すること。

(添付資料)

- ・組織運営に関する規約、組織規程、経理規定等
- ・事業計画、収支予算書

別記様式第 17 号

平成 年度効果促進プロジェクト計画変更承認申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

効果促進プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で承認のあった効果促進プロジェクト計画について、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 29 条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認を申請する。

記

- 1 計画変更の内容等
- 2 効果促進プロジェクト開始からの取組状況及び計画変更を行う理由
- 3 計画変更後の取組内容について

4 経費内訳

(1) 当年度収支予算

①収入

単位：千円

区分	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)
当年度			

②支出

単位:千円

経費	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)	備考
①協議会の合意形成・企画検討に要する 経費				
②目詰まり解消プロジェクトの効果促進 に要する経費				
③目詰まり解消プロジェクトの成果普及 発信に要する経費				
④その他の経費				
合計				

(注)「4 経費内訳」については、承認を受けた内容と変更後の内容が容易に比較できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載するものとする。

また、備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。別紙で経費の内訳を添付すること。

別記様式第 18 号

平成 年度効果促進プロジェクト助成金交付申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

効果促進プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、流通促進取組支援事業助成要領(平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認) 第 31 条の規定に基づき、助成金円の交付を申請する。

記

1 効果促進プロジェクトの目的

2 効果促進プロジェクトの内容

①協議会の合意形成・企画検討に要する経費

実施項目	実施内容	備考

②目詰まり解消プロジェクトの効果促進に要する経費

実施項目	実施内容	備考

③目詰まり解消プロジェクトの成果普及発信に要する経費

実施項目	実施内容	備考

④その他の経費

実施項目	実施内容	備考

3 経費の配分

単位：円

区分	助成事業に 要する経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
①協議会の合意形成・企画検討に要する経費				
②目詰まり解消プロジェクトの効果促進に要する経費				
③目詰まり解消プロジェクトの成果普及発信に要する経費				
④その他の経費				
合計				

(注) 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

4 効果促進プロジェクト完了予定年月日

平成 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

単位：円

区分	本年度予算 額	前年度予算 額	比較増減 (△)	備考
助成金				
自己負担金				
計				

(2) 支出の部

単位：円

経費	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備考
①協議会の合意形成・企画検討 に要する経費				
②目詰まり解消プロジェクトの 効果促進に要する経費				
③目詰まり解消プロジェクトの 成果普及発信に要する経費				
④その他の経費				
合計				

(注) 備考欄には積算の基礎を記載すること。(別紙可)

別記様式第 19 号

平成 年度効果促進プロジェクト助成金変更（中止又は廃止）承認申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

（構成員）公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長 殿

住 所

効果促進プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった平成 年度効果促進プロジェクトについて、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 31 条の規定に基づき申請する。

記

（注）1 記の記載要領は、別記様式第 18 号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中の「効果促進プロジェクトの目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と書き換え、助成金の交付決定により通知された効果促進プロジェクトの内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の効果促進プロジェクトの内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更（中止又は廃止）前を括弧書きで上段に記載すること。

2 添付資料については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

(注) 1 今回請求額の金額の欄には、前回請求の日から今回請求の日までのそれぞれの経費に係る助成金の合算額を記入すること。

2 今回請求額に係る領収書又はこれに代わるものの写しを添付すること

2 振込金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号及び預金の名義

別記様式第 21 号

平成 年度効果促進プロジェクト遂行状況報告書（ 月末分）

年 月 日

国産水産物流通促進センター

（構成員）公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

効果促進プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年度 月末分効果促進プロジェクトの遂行状況を、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 37 条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 効果促進プロジェクトの遂行状況

(1) 協議会の合意形成・企画検討に要する経費

単位：円

実施年月日	取組の内容	金額	備考
計			

(2) 目詰まり解消プロジェクトの効果促進に要する経費

単位：円

実施年月日	取組の内容	金額	備考
計			

(3) 目詰まり解消プロジェクトの成果普及発信に要する経費

単位：円

実施年月日	取組の内容	金額	備考
計			

(4) その他の経費

単位：円

実施年月日	取組の内容	金額	備考
計			

2 効果促進プロジェクトの成果

(1) 目標に対する実績

対象水産物名	目標	実績

(2) 取組の状況

(3) 効果促進（製品開発や流通改善等）の状況

(4) 成果普及発信の状況

3 経費の状況

単位：円

助成事業に要する経費	本年度予算額	助成事業に要した経費	出来高 %	備考
①協議会の合意形成・企画検討に要する経費				
②目詰まり解消プロジェクトの効果促進に要する経費				
③目詰まり解消プロジェクトの成果普及発信に要する経費				
④その他の経費				
合計				

別記様式第 22 号

平成 年度効果促進プロジェクト実績報告書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

効果促進プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった平成 年度効果促進プロジェクトについて、下記のとおり実施したので、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 38 条第 1 項の規定に基づき報告する。

記

1 効果促進プロジェクトの目的

2 効果促進プロジェクトの成果

(1) 目標に対する実績

対象水産物名	目標	実績

(2) 取組の成果

(3) 効果促進（製品開発や流通改善等）の状況

(4) 成果普及発信の状況

3 効果促進プロジェクトの内容

①協議会の合意形成・企画検討に要する経費

実施項目	実施内容	備考

②目詰まり解消プロジェクトの効果促進に要する経費

実施項目	実施内容	備考

③目詰まり解消プロジェクトの成果普及発信に要する経費

実施項目	実施内容	備考

④その他の経費

実施項目	実施内容	備考

4 経費の配分

単位：円

区分	助成事業に 要した経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
①協議会の合意形成・企画検討に要する経費				
②目詰まり解消プロジェクトの効果促進に要する経費				
③目詰まり解消プロジェクトの成果普及発信に要する経費				
④その他の経費				
合計				

(注) 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

5 プロジェクト完了年月日

平成 年 月 日

6 収支精算

(1) 収入の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減(△)	備考
助成金				
自己負担金				
計				

(2) 支出の部

単位：円

経費	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備考
①協議会の合意形成・企画検討に要する経費				
②目詰まり解消プロジェクトの効果促進に要する経費				
③目詰まり解消プロジェクトの成果普及発信に要する経費				
④その他の経費				
合計				

(注) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

別記様式第 23 号

平成 年度効果促進プロジェクト助成金精算払請求書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

効果促進プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった事業について、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 38 条第 1 項の規定に基づき、下記により金 円を精算払いにより交付されたく請求する。

記

1 支払請求額

単位：円

助成事業に要する経費	助成金 (A)	既受領額		精算請求額		残高 A-(B+C)	プロジェクト 完了年 月日	備考
		金額 (B)	出来高 %	金額 (C)	出来高 %	金額		
①協議会の合意形成・企画検討に要する経費								
②目詰まり解消プロジェクトの効果促進に要する経費								
③目詰まり解消プロジェクトの成果普及発信に要する経費								
④その他の経費								
合計								

(注) 1 精算請求額の金額の欄には、ここまでにかかった経費のうち既受領額を差し引いた助成金の額を記入すること。

2 精算請求額に係る領収書又はこれに代わるものの写しを添付すること。

2 振込金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号及び預金の名義

別記様式第 24 号

平成 年度効果促進プロジェクト助成金の消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

効果促進プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった平成 年度効果促進プロジェクトについて、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 38 条第 4 項の規定に基づき下記のとおり報告する。

1 助成要領第 39 条の助成金の額の確定額 (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 助成金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した 消費税仕入控除税額	金	円
4 助成金返還相当額 (3-2)	金	円

(注) 金額確認のため、以下の資料を添付すること。なお、効果促進プロジェクト実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの。）
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

・効果促進プロジェクト実施者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該助成金に係る消費税仕入控除税額がない場合は、その理由を記載すること。

[]

(注) 記載内容確認のため、以下の書類を添付すること。なお、効果促進プロジェクト実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、助成事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの。）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける効果促進プロジェクト実施者の場合は、助成事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印のあるもの。）
- ・効果促進プロジェクト実施者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等の場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

特許権等出願届出書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

効果促進プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった平成 年度目詰解消プロジェクトについて、下記のとおり、
〔 特 許 〕
〔 実用新案 〕
〔 意 匠 〕
を出願しますので、流通促進取組支援事

業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 20 条第 1 項の規定により届出します。

記

1 特許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	実用新案登録出願人	考案者

3 意匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物品	意匠登録出願人	発明者

特許権等取得届出書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

効果促進プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付けで提出した、特許等出願届出書記載のものうち、下記の [特 許] [実用新案] [意 匠]

を取得しましたので、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 20 条第 2 項の規定により届出します。

記

1 特許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者	取得年月日	取得番号

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	実用新案 登録出願人	考案者	取得年月日	取得番号

3 意匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物品	意匠登録出願人	発明者	取得年月日	取得番号

別記様式第 27-1 号

平成 年度効果促進プロジェクトに係る特許権等の放棄の協議

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

効果促進プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった効果促進プロジェクトに関して、特許権等を放棄したいので、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 40 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、下記により協議する。

記

- 1 開発課題
- 2 特許権等の種類及び番号
- 3 出願又は取得年月日
- 4 特許権等の概要
- 5 放棄の理由

別記様式第 27-2 号

平成 年度効果促進プロジェクトに係る特許権等の譲渡（又は放棄）報告書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

（構成員）公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

効果促進プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった効果促進プロジェクトに関して、特許権等を譲渡（又は放棄）したので、流通促進取組支援事業助成要領（平成 25 年 6 月 13 日付け 25 水漁第 382 号水産庁長官承認）第 40 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 開発課題
- 2 特許権等の種類及び番号
- 3 出願又は取得年月日
- 4 特許権等の概要
- 5 相手先及び条件（譲渡の場合）
放棄の理由（放棄の場合）